

水戸市木造住宅耐震改修工事事業 申請マニュアル

令和4年4月1日 決定



水戸市都市計画部建築指導課

目次

1.	木造住宅耐震改修工事業の概要	2
1)	補助制度の内容	2
2)	補助対象となる住宅	2
3)	補助対象となる方	2
4)	補助事業一覧	3
5)	補助事業の期間	3
2.	申請手続きの流れ	4
1)	交付申請について	4
2)	交付決定後の変更について	5
3)	設計事業完了報告及び耐震改修工事実施の承認について	5
4)	実績報告書の提出について	6
5)	補助金の請求について	6
6)	申請における注意事項	6
7)	事業別 申請フロー	7
①	木造住宅耐震改修（工事のみ実施）	7
②	木造住宅耐震改修（設計のみ実施）	7
③	木造住宅耐震改修『総合支援メニュー』（工事・設計を一体的に実施）	8
3.	申請書等 記入例	9
1)	木造住宅耐震改修補助金交付申請書	9
2)	木造住宅耐震改修事業変更等承認申請書	11
3)	木造住宅耐震改修設計事業完了報告書兼木造住宅耐震改修工事業実施承認申請書	12
4)	木造住宅耐震改修実績報告書	13
5)	木造住宅耐震改修補助金交付請求書	14
4.	その他補助事業との連携	15

1. 木造住宅耐震改修工事事業の概要

1) 補助制度の内容

水戸市では、住宅・建築物の耐震化の促進を図り、災害に強いまちの実現を目指すため、昭和56年5月31日以前に適法に建築された既存の木造住宅に対し、耐震化に関する補助事業を実施しております。

各補助制度を活用するためには要件及び注意事項がございますので、詳細については事前に建築指導課までお問い合わせください。

2) 補助対象となる住宅

下記の(ア)から(キ)の条件の全てを満たすものとします。

- (ア) 水戸市内にある一戸建ての木造住宅。(店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限ります。)
- (イ) 昭和56年5月31日以前に新築工事が適法に着手されたもの。
- (ウ) 在来工法または枠組壁工法によって建築されたもの。
- (エ) 耐震診断の結果、対象住宅の上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震改修工事・設計によって、上部構造評点を1.0以上とするもの。
- (オ) 茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震改修工事の設計を行うものであること。
- (カ) 耐震改修工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者(市内に本店、支店又は営業所を有するもの等)に請け負わせて行うものであること。※
- (キ) 耐震改修設計、耐震改修工事と耐震改修設計を一体的に実施する場合については、補助金の交付を受けた耐震改修工事の設計をしたことがない住宅であること。

※…耐震改修工事のみ実施、耐震改修工事・耐震改修工事設計を一体的に実施する場合のみ。

3) 補助対象となる方

補助対象住宅の所有者で、市税を滞納していない方。

4) 補助事業一覧

通称	【木造住宅 耐震改修】		【総合支援メニュー】
対象事業	①設計のみ	②工事のみ	③設計と工事を一体的に実施
補助額	耐震改修設計費の2分の1	耐震改修工事費の23% ※①の補助を受けた場合は、その補助額を差し引いた額が上限	耐震改修工事費の5分の4
限度額	10万円	50万円	100万円

5) 補助事業の期間

(1) 受付期間

年度4月1日～同年度11月末日まで（土日祝を除く）

※受付開始時期は随時、市報、市HP等にてお知らせします。

※申し込みは先着順とし、国、県や市の予算などの状況によっては、予定期間より事業期間が短くなる場合があります。

(2) 実績報告の締切

同年度内2月末までに報告内容の確認を受ける必要があります。

2. 申請手続きの流れ

1) 交付申請について

以下の書類を準備の上、水戸市役所建築指導課へ直接お申し込み下さい。

木造住宅耐震改修補助金交付申請書 提出書類チェックリスト		<input checked="" type="checkbox"/>
① 交付申請書（様式第1号）	押印不要	<input type="checkbox"/>
② 付近見取り図		<input type="checkbox"/>
③ 耐震診断結果報告書の写し	上部構造評点が1.0未満であること	<input type="checkbox"/>
④ 見積書の写し	耐震改修設計・工事に関する項目が確認できること	<input type="checkbox"/>
⑤ 登記事項証明書（建物）	法務局で取得 ※申請日から3か月以内の交付（原紙）	<input type="checkbox"/>
⑥ 建築確認通知書の写し 又は その他の建築確認を受けたことが分かる書類	建築確認が処分されている場合は、建築指導課で「台帳記載事項証明書」の取得が可能	<input type="checkbox"/>
⑦ 市税完納証明書 又は 市税の納付状況等に関する調査についての承諾書	承諾書を提出する場合は、様式に押印必要	<input type="checkbox"/>
⑧ 耐震改修工事設計書（設計者名及び耐震改修工事後の評定点の記載があるもの）	設計者が茨城県木造住宅耐震診断士に認定されていること 改修後、上部構造評点が1.0以上となること	<input type="checkbox"/>
耐震改修工事詳細図	例）既存平面図、計画平面・立面図、仕上表、金物図、筋交い・金物詳細資料、伏図等	<input type="checkbox"/>
⑨ 工程表	※改修工事を実施する場合のみ必要	<input type="checkbox"/>
⑩ 相手方登録申請書	押印不要 申請者の口座を登録	<input type="checkbox"/>
⑪ 市長が特に必要があると認める書類	必要に応じて	<input type="checkbox"/>

2) 交付決定後の変更について

交付決定後に申請内容に変更があった場合は、速やかに以下の書類を提出してください。また、申請が必要な変更該当するか不明な場合はお問い合わせください。

木造住宅耐震改修事業変更等承認申請書 提出書類チェックリスト		<input checked="" type="checkbox"/>
① 変更等承認申請書（様式第3号）	押印不要	<input type="checkbox"/>
② 変更等の内容が確認できる書類	変更等の内容に応じて相談	<input type="checkbox"/>
③ 市長が特に必要があると認める書類	必要に応じて	<input type="checkbox"/>

3) 設計事業完了報告及び耐震改修工事実施の承認について

※③総合支援メニューに申し込んだ場合に提出が必要

耐震改修工事と耐震改修設計を一体的に実施する場合は、市から交付決定を受けた上で設計の契約をし、工事を実施する前に以下の書類を提出し、工事実施承認の通知を受けてから工事を契約・実施してください。

木造住宅耐震改修設計事業完了報告書兼木造住宅耐震改修工事業実施承認申請書 提出書類チェックリスト		<input checked="" type="checkbox"/>
① 設計事業完了報告書兼工事業実施承認申請書（様式第4号の2）	押印不要	<input type="checkbox"/>
② 耐震改修設計に係る契約書の写し	耐震改修設計に関する内訳が確認できること等	<input type="checkbox"/>
③ 耐震改修工事設計書（設計者名及び耐震改修工事後の耐震評点の記載があるもの）	設計者が茨城県木造住宅耐震診断士に認定されていること 改修後、上部構造評点が1.0以上となること	<input type="checkbox"/>
耐震改修工事詳細図	例）計画平面・立面図、仕上表、金物図、筋交い・金物詳細資料、伏図等	<input type="checkbox"/>
④ 市長が特に必要があると認める書類	必要に応じて	<input type="checkbox"/>

4) 実績報告書の提出について

耐震改修工事・設計完了後、速やかに以下の書類を提出してください。同年度内 2 月末までに報告内容の確認を受けないと補助金の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

木造住宅耐震改修実績報告書 提出書類チェックリスト		<input checked="" type="checkbox"/>
① 実績報告書（様式第5号）	押印不要	<input type="checkbox"/>
② 契約書の写し	申請時から工事完了までの契約内容が確認できること等	<input type="checkbox"/>
③ 領収書の写し	契約書と整合していること	<input type="checkbox"/>
④ 工事図面その他の図書及び工事写真	改修工事を実施する場合のみ必要	<input type="checkbox"/>
設計書（設計者名及び耐震改修工事後の耐震評点の記載があるもの）	改修設計を実施する場合のみ必要	<input type="checkbox"/>
⑤ 市長が特に必要があると認める書類	必要に応じて	<input type="checkbox"/>

5) 補助金の請求について

補助金確定通知書を受け取った後、以下の書類を提出してください。

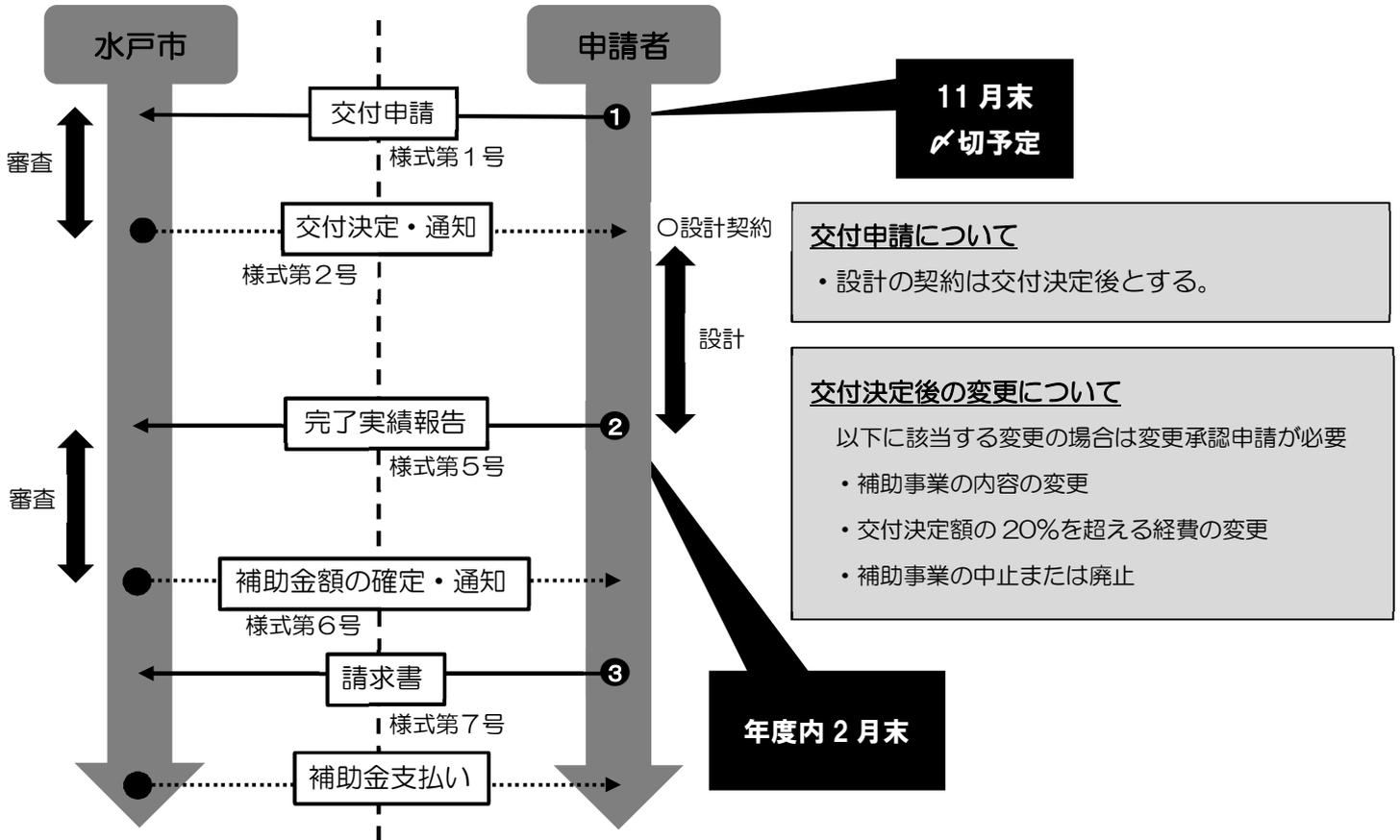
木造住宅耐震改修補助金交付請求書 提出書類チェックリスト		<input checked="" type="checkbox"/>
① 交付請求書（様式第7号）	押印不要	<input type="checkbox"/>

6) 申請における注意事項

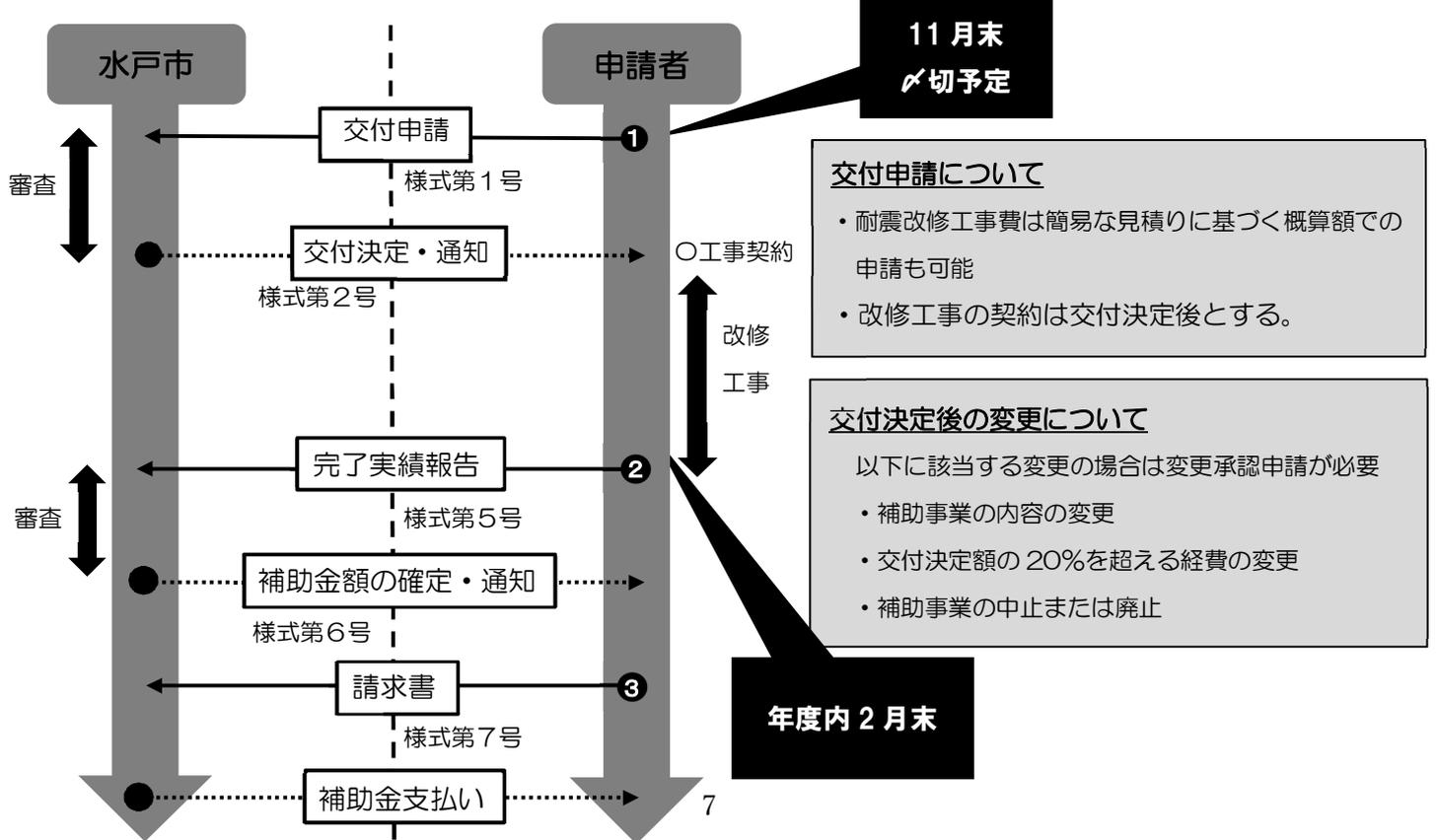
- ① 補助金を受けるにあたっては、建築指導課と事前に相談が必要となります。
- ② 補助事業に係る建築士や施工業者（水戸市内に本店、支店若しくは営業所を有する建設業者）との契約締結は交付決定通知書を受けてからとしてください。
- ③ 申請受付後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画としてください。
- ④ 国、県や市の予算などの状況によっては、受付期間が予定より短くなる可能性もあるため、お早めにご相談下さい。
- ⑤ 補助制度を活用するためには、年度内に事業を完了し、実績報告の提出が必要となりますので、申請の際は完了時期などに注意願います。

7) 事業別 申請フロー

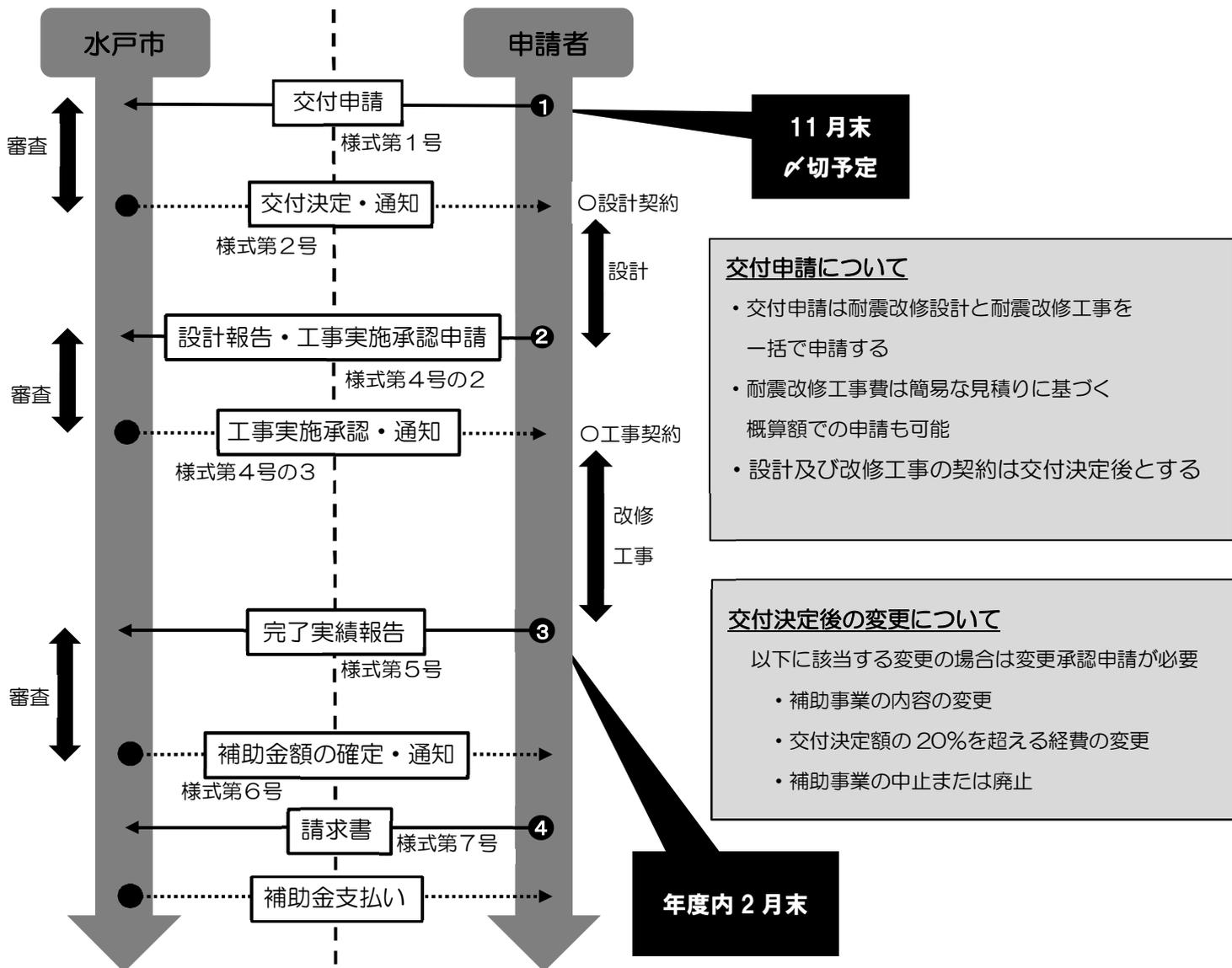
① 木造住宅耐震改修（設計のみ実施）



② 木造住宅耐震改修（工事のみ実施）



③ 木造住宅耐震改修『総合支援メニュー』（工事・設計を一体的に実施）



- 申請様式等** ○…申請者が作成 ▲…水戸市が作成
- 様式第1号 木造住宅耐震改修補助金交付申請書
 - ▲様式第2号 木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書
 - 様式第3号 木造住宅耐震改修事業変更等承認申請書
 - ▲様式第4号 木造住宅耐震改修事業変更等承認通知書
 - 様式第4号の2 木造住宅耐震改修設計事業設計完了報告書兼木造住宅耐震改修工事業実施承認申請書
 - ▲様式第4号の3 木造住宅耐震改修工事業実施承認通知書
 - 様式第5号 木造住宅耐震改修実績報告書
 - ▲様式第6号 木造住宅耐震改修補助金確定通知書
 - 様式第7号 木造住宅耐震改修補助金交付請求書

3. 申請書等 記入例

1) 木造住宅耐震改修補助金交付申請書

様式第1号（第6条関係）

（オモテ面）

令和〇年〇〇月〇〇日

水戸市長 様

住所 水戸市中央一丁目4番1号
 申請者 氏名 〇〇 〇〇
 電話 029-〇〇〇-〇〇〇〇

木造住宅耐震改修補助金交付申請書

押印不要

木造住宅耐震改修補助金の交付を受けたいので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の概要

補助対象事業名	木造住宅耐震改修工事業		必要に応じて 住居表示記入
住宅の概要	所在地	水戸市中央一丁目4番1号	
	建築着工年月日	昭和55年5月5日	
	延べ床面積	150.00 m ² (住宅以外の部分 m ²)	
	建築の工法 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 在来工法 (2) 枠組壁工法	
耐震診断による 上部構造評点	0.23	耐震診断結果で最も低い数値を記入	
耐震診断を行った者	住所	水戸市〇〇町△△△	
	氏名又は名称	△△ △△	
	受講登録番号	H2810-0***	県の認定番号 と整合
耐震改修設計を行う者	住所	水戸市〇〇町△△△	
	氏名又は名称	△△ △△	
	受講登録番号	H2810-0***	建設業の許可 内容と整合
耐震改修工事を行う者	住所	水戸市〇〇-丁目〇〇〇	
	氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇	
	建設業の許可番号	国土交通大臣(特-**)第*****号	
事業の予定期間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月△日まで		
予 定 金 額	耐震改修設計に要する費用	***** 円	
	耐震改修工事に要する費用	***** 円	
	総事業費	***** 円	税抜金額を記入 ※見積書と整合するため 事前に市にご相談ください

2 交付申請額 金 1,000,000 円
(ウラ面)

3 添付書類

- (1) 付近見取り図
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 見積書の写し
- (4) 登記事項証明書
- (5) 建築確認通知書の写しその他の建築確認を受けたことが分かる書類
- (6) 市税完納証明書又は市税の納付状況等に関する調査についての承諾書
- (7) 木造住宅耐震改修工事事業にあつては、耐震改修工事設計書（設計者名及び耐震改修工事後の耐震評定点の記載があるもの）及び耐震改修工事詳細図
- (8) 木造住宅耐震改修工事事業にあつては、工程表
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

2) 木造住宅耐震改修事業変更等承認申請書

様式第3号（第8条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

水戸市長 様

※必要に応じて提出

住所 水戸市中央一丁目4番1号
申請者氏名 〇〇〇〇
電話 029-〇〇〇〇-〇〇〇〇

押印不要

木造住宅耐震改修事業変更等承認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日付け建指第〇〇号で交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修補助金について、事業内容の変更（中止）をしたいので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第8条第1項の規定により下記のとおり申請します。

申請直後に交付された「決定通知書」の日付、番号を記入 記

1 補助対象事業名

木造住宅耐震改修工事事業

2 変更等の内容

耐力壁の位置及び箇所数の変更

3 変更等の理由

既存壁解体後、耐力壁の設置位置及び施工方法の再検討を行い、補助申請時の計画から変更が生じたため。

4 添付書類

- 補強計画図（変更後）
- 金物仕様書（変更後）
- 耐震診断書（変更後）

事業の変更内容に応じて、添付資料が必要な場合があります

- 計画変更後の見積書 等
- 計画変更後の内容がわかる図面 等

3) 木造住宅耐震改修設計事業完了報告書兼木造住宅耐震改修工事業実施

施承認申請書

様式第4号の2（第8条の2関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

水戸市長 様

※総合支援メニューに
申し込んだ場合に提出が必要

住所 水戸市中央一丁目4番1号
申請者氏名 〇〇 〇〇
電話 029-〇〇〇〇-〇〇〇〇

押印不要

木造住宅耐震改修設計事業完了報告書兼木造住宅耐震改修工事業実施
承認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日付け建指第〇〇号で交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修補助金について、木造住宅耐震改修設計事業が完了し、木造住宅耐震改修工事業を実施したいので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第8条の2第1項の規定により下記のとおり申請します。

申請直後に交付された「決定通知書」の日付、番号を記入 記

1 補助対象事業名

木造住宅耐震改修工事業

2 住宅の所在地

水戸市中央一丁目4番1号

3 添付書類

- (1) 耐震改修設計に係る契約書の写し
- (2) 耐震改修工事設計書（設計者名及び耐震改修工事後の耐震評点の記載があるもの）
及び耐震改修工事詳細図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

4) 木造住宅耐震改修実績報告書

様式第5号（第9条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

水戸市長 様

申請直後に交付された「決定通知書」の
日付、番号を記入

（変更承認を受けた場合は変更承認通
知書の交付年月日・番号を記入）

木造住宅耐震改修実績報告書

住 所 **水戸市中央一丁目4番1号**
申請者 氏 名 **〇〇 〇〇**
電 話 **029-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

押印不要

令和〇年〇〇月〇〇日付け建指第〇〇号で交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修補助金について、事業が完了したので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業名

木造住宅耐震改修工事業

申請直後に交付された「決定通知書」で
決定した交付額を記入

（変更承認を受け交付額が変更となる
場合は、その額を記入）

2 交付決定額 金 **1,000,000** 円

3 実績額 金 ********* 円

耐震改修設計・工事に要した費用（耐震改修
関係以外の費用は含まない）を記入（税抜）
※申請時より 20%以上の変更がある場合は
交付金額が変更となる場合があるため注意
願います

4 添付書類

(1) 契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 木造住宅耐震改修工事業にあっては工事図面その他の図書及び工事写真，木造住宅耐震改修
設計事業にあっては設計書（設計者名及び耐震改修工事後の耐震評点の記載があるもの）

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認める書類

5) 木造住宅耐震改修補助金交付請求書

様式第7号（第11条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

水戸市長 様

住所 水戸市中央一丁目4番1号
 申請者氏名 〇〇〇〇
 電話 029-〇〇〇〇-〇〇〇〇

実績報告後に交付された「確定通知書」の日付、番号を記入

木造住宅耐震改修補助金交付請求書

押印不要

令和〇年〇〇月〇〇日付け建指第XX号で確定通知のあった木造住宅耐震改修補助金について、補助金の交付を受けたいので、水戸市木造住宅耐震改修補助金交付要項第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助対象事業名

木造住宅耐震改修工事業

2 請求金額 金 1,000,000 円

申請時等、あらかじめ相手方登録がされた口座情報（申請者のもの）を記入

3 補助金の振込先

金融機関名	XX銀行	支店名	〇〇支店
預金種目	普通・当座		
口座番号	*****		
フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇		
口座名義人	〇〇 〇〇		

注 口座名義人は、請求者と同一であること。

4. その他補助事業との連携

本市では、災害に強いまちづくりを推進するほか、将来にわたり安心して住み続けることができる住まいづくりのため、塀の撤去や住宅のリフォーム工事を行う方に、工事費用などの一部補助を行っております。詳細については、次の括弧内の担当課にご確認下さい。

例)

- 旧耐震基準の木造住宅の耐震診断をしたい
⇒ 水戸市木造住宅耐震診断士派遣事業（建築指導課）
- 道路沿いで倒壊の恐れがある塀を撤去したい
⇒ 水戸市危険ブロック塀等撤去補助事業（建築指導課）
- 塀の撤去後に生垣を設置したい
⇒ 水戸市生垣設置奨励補助金（公園緑地課）
- 新耐震基準の住宅のリフォームをしたい
⇒ 水戸市安心住宅リフォーム支援補助金（住宅政策課）
- 介護予防のために住宅の手すりの設置や段差解消をしたい
⇒ 介護予防住宅改善助成事業（高齢福祉課）

等

（問い合わせ先）

水戸市役所 都市計画部 建築指導課 審査第2係
〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号
TEL:(代表)029-224-1111 (内線)3461、3462

